

件名	愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>基金で貸与する奨学金制度に新たな奨学金を設けることにより、貸与対象者を拡大することに伴う改正</p> <p>1 題名 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例 愛媛県医師確保奨学基金条例</p> <p>2 設置 削る 医療 (設置) ↑ ↑</p> <p>第1条 将来医師として県内でへき地医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内のへき地医療機関等における医師の確保を図るため、<u>へき地医療医師確保奨学基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>3 貸与対象者の拡大 <u>医師確保奨学基金</u> (奨学金の貸与) ↓</p> <p>第3条 基金は、次に掲げる者に対し、奨学金を貸与するものとする。</p> <p>(1) 将来県内のへき地の医療機関等(知事が指定するものに限る。)において医師としての業務に従事しようとする学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者(次号において「医学生」という。)及び医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)を受けている者であって規則で定めるもの(既存)</p> <p>(2) 将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。)において医師としての業務に従事しようとする<u>医学生、初期臨床研修を受けている者及び初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者</u>であって規則で定めるもの(追加)</p>	
施行日	平成21年4月1日